

徳島県告示第五百七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

なお、関係図書は、徳島県県土整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定の番号	指定の年月日	指 定 道 路		
		位 置	幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）
第千二百十号	令和七年十一月七日	吉野川市鴨島町鴨島字本郷二八三番一の一部	五・〇〇	二二・四六